

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標	事業対象地にて直接および間接受益者の生計/生活が向上する
(2) 事業内容	<p>当団体は 1998 年より、ミャンマー連邦共和国(以下ミ国)のメティラタウンシップで、金融サービスへのアクセスが非常に限られている零細農民世帯の女性を対象とし、マイクロファイナンス(マイクロクレジットと貯蓄)に健康教育と技術研修(農業・畜産等)を組み合わせた「生計向上プログラム」を行ってきた¹。本事業は、メティラタウンシップ内の金融アクセスが限られている村へ同プログラムを拡大し、より多くのクライアントに対しマイクロファイナンスサービスの提供を行うものである。</p> <p>報告期間中(2014 年 3 月 15 日～7 月 31 日)、同プログラムを 3 村に拡大し、新たに 173 名のクライアントにマイクロクレジット原資を提供した。各活動は、プロジェクトタイムテーブルに沿って、下記の通り実施した。</p> <p>1. 説明会の開催</p> <p>2014 年 5 月、行政機関との協議結果や、他マイクロファイナンス機関によるサービス提供状況を考慮し、最初の対象候補村として 6 村²を選定した(本事業による対象村の拡大は全村同時ではなく段階的に行うため、本報告期間以降も他の候補村の選定ははじめ各活動を実施していく)。まずは、同 6 村の行政官や有力者と面会し、村の基本情報を収集しながら、当団体ならびに生計向上プログラムの内容と方針について説明した。その後、プログラムに関心のある住民(潜在的クライアント)に対する説明会を開催し、6 村で計 370 人(全世帯の 47%)が参加した。説明会では、マイクロファイナンスサービスの具体的な内容や利点、クライアントが守るべき規律などについて周知した。</p> <p>2. クライアント研修</p> <p>2014 年 6 月から 7 月にかけて、候補村 6 村のうち、プログラム開始が確定した 3 村(Ng Set Kan 村、Kyauk Pho 村、Dama Parla 村)において、それぞれ 4 日間のクライアント研修を開催した。同研修では、マイクロファイナンスサービスの詳細やクライアントの責務(連帯責任を負う 5 人グループに所属、月に 2 回ミーティングに参加して融資を返済すること等)について説明し、グループの形成を促した。また、基礎的ビジネススキルを学ぶことを目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス(BDS)研修も同時に開催した。研修の講師は本事業スタッフが務め、クライアントは利益計算や商品の価格設定方法などについての知識を深めた。</p> <p>3. グループ形成</p> <p>上記研修後、クライアントは連帯責任を負う 5 人グループを形成した。グループ形成では、メンバーは全員同じ村に居住していること、同一の世帯もしくは親戚関係者を含めないこと、相互に信頼と尊敬の念を抱いていること等、プログラムで定める条件に留意しながら進めた。その結果、3 村のクライアント数・グループ数は下記の通り確定した。</p>

¹ 本事業開始時の 2013 年度末時点で 54 村 2,629 名の貧困層女性(以下、クライアント)が同プログラムに参加しており、マイクロクレジットの総貸付債権は 237,880,560kyats(約 2,440 万円)に及んでいる。なお、同プログラムでは 2010 年 6 月から 3 年間、日本 NGO 連携無償資金協カスキームを活用し、健康教育と技術研修分野の強化と拡充を図った。

² このうち 1 村は、その後 2014 年 6 月に他マイクロファイナンス機関が活動を開始したことを受け、候補村から除外した。

	村名	クライアント数	グループ数
1	Nga Set Kan 村	83 名	17 グループ
2	Kyauk Phoo 村	56 名	12 グループ
3	Dama Par La 村	34 名	7 グループ
	計	173 名	34 グループ

4. 個人世帯情報調査(Personal and Household Information, PHI)の実施

2014 年 7 月、3 村において PHI 調査(クライアントとその世帯の社会経済状況を把握し、生活水準の変化を測ることを目的とした調査)を実施した。同調査では、クライアントの約 20%に対し、社会面、経済面、健康面、環境面について調査票に基づき聞き取りを行った。

5. マイクロクレジットの提供

上述 1 の説明会において、多くの村から融資額を上げてほしいという要望が寄せられたため、2014 年 5 月に、対象候補村 6 村のうち 2 村で商品開発調査を実施した。同調査では、1 年のうち収入・支出が多い時期の把握、マイクロファイナンス機関を利用するか決める際に重視する要素の順位づけ、返済能力の査定などを行った。調査結果とプログラムの財務状況を考慮した上で、初期融資の上限額ならびに短期融資に関する貸出規定を下記の通り変更した。

初期融資の上限額

(旧)一律 60,000 チャット(約 6,000 円)

(新)60,000 チャット、80,000 チャット、100,000 チャット(約 6,000 円、8,000 円、10,000 円)

からクライアントが自由選択

短期融資の貸出規定

(旧)プログラム参加後 1 年以内のクライアントは短期融資を借りることはできない。1 年目の融資を遅延なく返済したクライアントのみ、2 年目から短期融資も借りることができる。

(新)プログラム参加後 1 年以内であっても、最初の 6 ヶ月間遅延なく返済したクライアントは、7 ヶ月目以降、短期融資を借りることができる。

また、ミ国政府財務省下に設置されているマイクロファイナンス監督委員会により発令された法令に合わせ、2014 年 4 月 1 日から利率と預金金利を下記の通り変更した。

一般融資

(旧)定額法で年利 20.00% (定率法で年利 38.46%相当)

(新)定率法で年利 28.85% (定額法で年利 15.00%相当)

短期融資

(旧)定額法で 6 か月あたり 20%

(新)定率法で 6 か月あたり 15%

預金金利

(旧)融資額の 25%を預金とし、預金の利子は定額法で年利 10%

(新)融資額の 35%を預金とし、預金の利子は定率法で年利 15%

	<p>クライアントの声、ニーズに呼应し、かつミ国政府マイクロファイナンス監督委員会の法令を順守すべくサービス内容の一部に変更を加えた後の2014年7月、3村において、計173名にマイクロクレジット(一般融資)の提供³を開始した。融資額の内訳は、60,000チャットが7名、80,000チャットが2名、10,000チャットが164名である。また、融資の主な用途は、畜産投資が最も多く(71%)、次いで農業投資(20%)、小売業(9%)と続いている。</p> <p>なお上記変更に伴い、本事業で融資を受けられる新規クライアントの予定数は、約800名から500名前後となる見込みである。</p> <p>6. 定期ミーティングの開催</p> <p>融資開始に伴い3村では、2014年7月から2週間に一度のクライアント定期ミーティングを開始した。同ミーティングでは、融資の貸出に加え、本事業スタッフが、ミーティング出欠記録の取り方や欠席せざるを得ない場合の連絡方法など、マイクロファイナンスサービスの提供を受ける際の留意事項などについて説明した。7月に開催した2回のミーティングには計173名中170名のクライアントが参加し、98%という高い参加率であった。</p>
(3)達成された効果	<ul style="list-style-type: none"> - 事業開始から約4か月しか経過していないため、期待される成果の達成度を測ることは時期尚早であるが、中間報告時点で、3村におけるクライアント173名が新たに融資を受けることができた。それぞれ畜産や、農業、小売業などの収入創出活動へ投資し、生計維持・向上を目的とした活用が確認されている。 - 本報告期間中に開催された定例ミーティングは、2014年7月融資提供開始後の2回のみであるが、98%(173名中170名)という高い参加率が確認されている。 - 潜在的クライアントを対象としたミーティングで寄せられた要望や、商品開発のための調査結果をもとに、初期融資の上限額引き上げや短期融資の規定改訂など、新規クライアントの金融ニーズに対応した内容となるようサービスを改善できた。
(4)今後の見通し	<p>事業後半も、新たな村へプログラムを拡大し、さらに300人前後に対してマイクロクレジットを提供する。なお、既に融資を開始した3村においても今後、新たに参加を希望する村人からの要望に応じていく予定である。</p> <p>融資を開始した村では、本事業スタッフが月2回の定例ミーティングや世帯訪問を通じて、融資の活用ならびに返済状況を定期的にモニタリングする。また、研修で学んだ基礎的なビジネススキルが実践され、クライアントの収入創出活動が滞りなく進むよう注視し、必要に応じ個別具体的な技術指導や質問回答等のフォローアップを行う。</p>

³ 融資は一度には行わず、5名のうち最初の3名に貸付を行い、彼女らが1回目の返済を終えた後に、残りの2名が融資を受ける仕組み